幼稚園・認定こども園・保育所等及び
その設置者のみなさまへ

災害共済給付のご案内

医療費をはじめ、障害見舞金や死亡見舞金を給付します。



低額な掛金で厚い給付
災害共済給付制度にぜひご加入ください

独立行政法人日本スポーツ振興センター
JAPAN SPORT
COUNCIL

災害共済給付制度とは

災害共済給付制度は、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「JSC」といいます。）と設置者との災害共済給付契約により、保育中の児童の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）に対して災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給）を行うものです。その運営に要する経費を国・設置者・保護者（同意確認後）の三者で負担する互助共済制度です。

保育中、登園中及び降園中(園の管理下)に発生したけが等について、園の責任の有無にかかわらず、給付の対象となります。

※災害共済給付は、下表に掲げる施設のほか、小学校から高等学校・高等専門学校までの学校も加入対象となります。

対象となる施設と共済掛金の額（児童１人あたりの年額※1）　（令和７年度）

学校種別	説 明	一 般	要保護
幼稚園	特別支援学校の幼稚部を含みます。幼稚園型認定こども園の幼稚園部分は「幼稚園」となります。	285 円 （150 円）	—
幼保連携型認定こども園		285 円 （150 円）	—
保育所等	児童福祉法第３９条に規定する保育所、保育所型認定こども園、幼稚園型認定こども園の保育機能施設部分、地方裁量型認定こども園、特定保育事業（児童福祉法第６条の３に規定する家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業）を行う施設、一定の基準を満たす認可外保育施設及び企業主導型保育施設※2	365 円 （190 円）	55 円 （35 円）

※１ 免責の特約を付した場合の額です（児童１人あたり年額１５円）。　（　　）内は、沖縄県における共済掛金の額です。
※２ 企業主導型保育施設は、企業主導型保育事業の運営費の助成を受けている施設が加入対象となります。整備費のみ助成を受けている場合は加入対象とはなりません。

給付の対象となる災害の範囲と給付金額

種類		災害の範囲	給付金額
医療費（負傷・疾病）		● 原因である事由が園の管理下で生じたもので、治療（健康保険等の医療保険対象のもの）に要する費用の額が500点（5,000円）以上のもの ● けがの他、皮膚炎、熱中症、溺水などの疾病も含まれる	● 医療保険診療の医療費総額の４割（そのうち１割の付加給付）の額 【乳幼児医療助成により自己負担額がない場合は、１割の付加給付分のみ】 ● 高額療養費の対象となる場合は、自己負担額に１割の付加給付分を加算した額
障害見舞金		上記けがや疾病が治った後に障害が残ってしまった場合（その程度により第1級から第14 級に区分される）	4,000万円～88万円 （通園中の災害の場合、2,000万円～44万円）
死亡見舞金		園の管理下において発生した事件に起因する死亡や上記疾病に直接起因する死亡	3,000万円 （通園中の災害の場合、1,500万円）
	突然死	運動などの行為に起因する突然死 （園の管理下において発生したもの）	3,000万円 （通園中の災害の場合、1,500万円）
	突然死	運動などの行為と関連のない突然死 （園の管理下において発生したもの、乳幼児突然死症候群など）	1,500万円 （通園中の災害の場合も同額）

※次の場合は、給付の全部又は一部を行わない場合があります。
１ 他の法令の規定による給付等（例：条例に基づく乳幼児医療助成）を受けたとき
２ 災害共済給付の給付事由と同一の事由について、損害賠償を受けたとき
３ 生活保護法による保護を受けている世帯に属する保育所等の児童についての医療費（医療扶助があるため）
４ 非常災害（風水害、震災、事変その他非常災害であって、当該地域の多数の住民が被害を受けたもの）による児童の災害

●医療費の支給期間

- 初診から最長 10 年間

●請求の時効

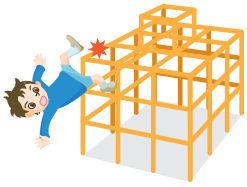
- 給付事由が生じた日から２年間

給付の対象となる事故の例

園の管理下で発生した災害に給付金をお支払いします



いすから転倒



遊具から落下



おもちゃの誤飲



友達の肘が目にあたる



降園中に転倒

【障害見舞金】
友達にひっかかれて顔に傷が残った（認定基準に該当する場合）

【死亡見舞金】
午睡中に乳幼児突然死症候群により死亡する

給付金の請求方法

保護者
医療機関等で治療後、医療費の証明を受け、園に提出

提出 →

← 支払

設置者・園
けが等の発生状況の報告と医療費の証明をJSCに提出

提出 →

← 支払

JSC
審査・給付

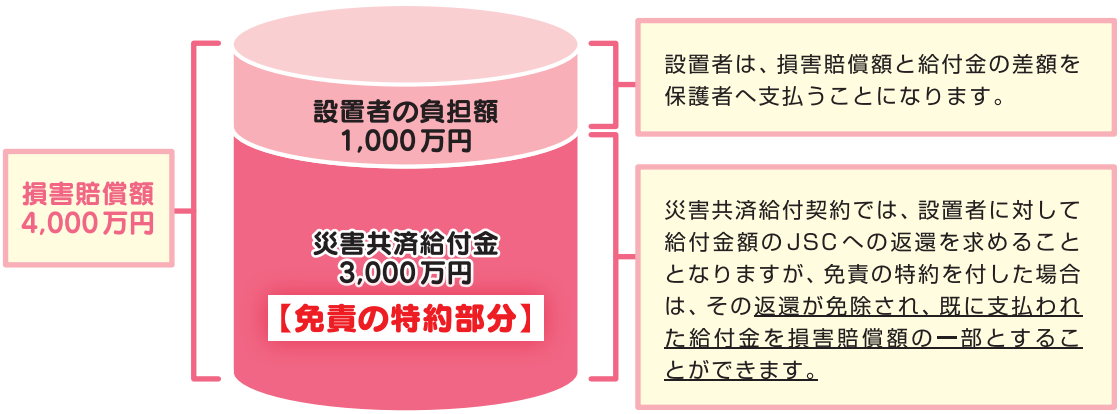
特約のご案内

災害共済給付契約には、園の管理下における児童の災害について、設置者の損害賠償責任が発生した場合に、JSCが災害共済給付を行うことによりその価額の限度においてその責任を免れさせる（賠償金の支払いが免除される）旨の特約を付することができます（「免責の特約」といいます。）。

設置者の過失責任が問われる災害が発生してしまった場合の設置者の突発的な財政負担を軽減するための制度であり、免責の特約には、児童１人当たり１５円の掛金を設置者に追加負担いただくことにより加入することができます。



●例 被災園児が園の管理下で亡くなり、死亡見舞金（3,000万円）を給付後、園・設置者から保護者に対して4,000万円の損害賠償額が確定した場合



免責の特約について▼

加入をご検討の設置者の方へ

加入の手続きの期間や給付対象は下表のとおりです。

加入手続きの期間	給付対象
毎年5月1日から5月31日まで	5月31日までに加入手続きが完了した場合、4月に発生したけがから給付対象となります。
ただし、5月2日以降に経営を開始した保育所等については	
当該経営を開始した日※1の属する月の翌月の月末まで	当該経営を開始した日※1の属する月の翌月の月末までに加入手続きを完了した場合、当該経営を開始した日※2に発生したけがから給付対象となります。

一定の基準を満たす認可外保育施設と企業主導型保育施設については、以下のとおりとなります。

※1 災害共済給付制度の加入要件を満たした日

※2 当該年度の事業開始日

新規加入について▶

既に災害共済給付契約をしている設置者で、新たに保育所等を新設する場合は、上表と取扱いが異なります。

災害共済給付制度への加入をご検討の設置者の方は、手続きや不明点について、ご説明させていただきますので、下記の地域担当課にご連絡ください。

日本スポーツ振興センター災害共済給付事業部　問合せ先

担当課名	担当地域	電話番号	所在地
仙台給付課	北海道、青森、岩手	022-716-2107	〒980-0011 仙台市青葉区上杉1-5-15 日本生命仙台勾当台南ビル8階
	宮城、秋田、山形、福島	022-716-2108	
東京給付課	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉	03-5410-9162	〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4-1 日本青年館・日本スポーツ振興センタービル6階
	東京、神奈川、新潟、山梨、長野	03-5410-9163	
名古屋給付課	福井、愛知、三重	052-533-7822	〒450-0001 名古屋市中村区那古野1-47-1 名古屋国際センタービル16階
	富山、石川、岐阜、静岡	052-533-7823	
大阪給付課	大阪、奈良、和歌山	06-6456-3602	〒530-0001 大阪市北区梅田1-11-4 大阪駅前第4ビル7階
	滋賀、京都、兵庫	06-6456-3603	
広島給付課	鳥取、島根、岡山、広島、山口	082-511-2956	〒730-0011 広島市中区基町9-32 広島市水道局基町庁舎10階
	徳島、香川、愛媛、高知	082-511-2957	
福岡給付課	福岡、鹿児島、沖縄	092-738-8725	〒810-0001 福岡市中央区天神4-8-15 福岡ガーデンパレス4階
	佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎	092-738-8726	

災害共済給付Web https://www.jpnsport.go.jp/anzen/

・災害共済給付については、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号）により定められています。
この「災害共済給付のご案内」は、災害共済給付制度の概要を記載したものです。
・JSCは、我が国における「スポーツの振興」と「児童生徒等の健康の保持増進」を図るための中核的専門機関です。

独立行政法人日本スポーツ振興センター 災害共済給付事業部　令和7年12月発行